



内閣府

令和 8 年 6 月 12 日
～美ら島の未来を拓く～
沖 縄 総 合 事 務 局

輸送の安全確保等に関する警告書の発出について

令和 8 年 6 月 12 日、一般旅客定期航路事業者に対し、輸送の安全確保等に関する警告書を発出したのでお知らせ致します。

記

1. 発出年月日

令和 8 年 6 月 12 日（金）

2. 事業者の名称及び住所

名称：久米島オーシャンジェット株式会社

住所：沖縄県久米島町字兼城 2 番地の 3

3. 違反の概要

令和 8 年 5 月 2 日、久米島オーシャンジェット株式会社が所有する旅客船オーシャンジェットが兼城港内において、船首ストラットを海底に接触させる事故を発生させたことを受け、海上運送法第 25 条第 1 項に基づく監査を実施した結果、運航計画の作成に当たり、航路における水深その他の自然的条件に係る安全性の検討を確実に実施していないなど、安全管理規程に定める安全管理体制が適切に運用されておらず、同規程を遵守していない事実が確認された。

4. 警告の内容

- (1) 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- (2) 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- (3) 安全統括管理及び運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、運航計画作成時に航路における水深その他自然的条件に係る安全性の検討を確実にして、その実施を図ること。
- (4) 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項に関して、理解しやすい具体的な安全教育を定期的 to 実施すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該警告により付された違反点数 7 点

当該事業者が付された累積違反点数 7 点

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 普天間・平良

TEL:098-866-1839 FAX:098-860-2236